

# 実行委員会 規程

## 第1条〔目的〕

この規程は、AFL Japan リーグ規約第4条に基づき、AリーグおよびGOリーグ（以下「リーグ」という）実行委員会の組織、権限および運営に関する事項について定める。

## 第2条〔開催〕

- (1) 実行委員会は、通常実行委員会と臨時実行委員会とする。
- (2) 通常実行委員会は、原則として毎月1回開催する。
- (3) 臨時実行委員会は、随時、必要に応じて開催する。
- (4) 実行委員会は電話、インターネット等の通信回線を使用しての会議として開催することができる。ただし、その場合には各出席者の音声や映像等が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みになっており、出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができるという環境であることを要する。

## 第3条〔構成〕

- (1) AリーグおよびGOリーグにそれぞれ実行委員会を設置する。
- (2) 実行委員会は、すべての実行委員をもって構成する。

## 第4条〔実行委員の任期等〕

- (1) 実行委員はAFL Japan 理事会において選任する。
- (2) 実行委員長はマネジャーが務める。
- (3) 実行委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、増員または補欠のため選任された実行委員の任期は、他の実行委員の任期が満了すべき時までとする。
- (4) 実行委員は、原則として任期途中において変更することはできない。ただし、やむを得ない事由があり、かつAFL Japan 理事会の承認を得た場合は、この限りではない。

## 第5条〔招集〕

- (1) 実行委員会はマネジャーが招集する。ただし、マネジャーが欠けたときまたはマネジャーに事故があるときは、他の実行委員が招集することができる。
- (2) 前項により現に招集権を持たない実行委員は、同項により現に招集権を持つ者に対して、会議の目的である事項を記載した書面をもって実行委員会の招集を請求することができる。

当該請求があった日から5日以内に、実行委員会の招集通知が発せられない場合は、当該請求をした実行委員は、実行委員会を招集することができる。

#### 第6条〔議長〕

実行委員会の議長は、マネジャーがこれに当たる。ただし、マネジャーが欠けたときまたはマネジャーに事故があるときは、出席した実行委員の互選により議長を定める。

#### 第7条〔権限〕

(1) 実行委員会は、このリーグの業務執行のために次の事項を決議する。

- ① 金100万円以上の財産の処分および譲り受け
- ② 金100万円以上の借財
- ③ 特任実行委員の選任および解任
- ④ 重要な使用人の選任および解任
- ⑤ 実行委員の競業および利益相反取引の承認
- ⑥ 重要な会計方針の変更
- ⑦ 重要な規程の制定および改廃
- ⑧ クラブの入会、退会および昇降格に関する事項
- ⑨ リーグ運営の基本方針に関する事項
- ⑩ 試合実施に関する事項
- ⑪ スポンサー契約に関する事項
- ⑫ 公衆送信権に関する事項
- ⑬ 商品化権に関する事項
- ⑭ AFL Japan 理事会で実行委員会に決定を委任された事項
- ⑮ 上記の他このリーグの重要な業務執行に関する事項

(2) 次の事項は、AFL Japan 理事会による決定に先立ち、実行委員会の審議を経るものとする。

- ① 入会の基準ならびに入会金および会費の額
- ② クラブの除名
- ③ 実行委員の選任または解任
- ④ 実行委員の報酬等の額
- ⑤ 事業計画および収支予算に関する事項の承認
- ⑥ 事業報告および収支決算に関する事項の承認
- ⑦ 解散および残余財産の処分
- ⑧ その他 AFL Japan 理事会で決議する事項

(3) 実行委員会は、実行委員の職務の執行を監督する。

#### 第8条〔招集通知〕

- (1) 実行委員会を招集するときは、開催日の1週間前までに、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、各実行委員に対して通知を発しなければならない。
- (2) マネジャーは、前項の書面による通知に代えて、実行委員の承諾を得た電磁的方法により通知することができる。
- (3) 前2項の規定にかかわらず、実行委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく実行委員会を開催することができる。

#### 第9条〔定足数および決議要件〕

- (1) 実行委員会は、実行委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- (2) 実行委員会に付議された事項は、議決に加わることのできる実行委員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

#### 第10条〔決議の省略〕

- (1) 実行委員が実行委員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる実行委員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の実行委員会の議決があったものとみなす。
- (2) 前項の電磁的記録とは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第89条に定めるものとする。

#### 第11条〔報告の省略〕

- (1) 実行委員が全員に対し、実行委員会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を実行委員会に報告することを要しない。
- (2) 前項の規定は、第17条第1項の規定による報告には適用しない。

#### 第12条〔特任実行委員の出席〕

特任実行委員は、実行委員会に出席し、意見を述べ、質疑に応じることができる。ただし、議決権は有しない。

#### 第13条〔関係者の出席〕

マネジャーは、必要に応じて議案に関係ある者を実行委員会に出席させ、その意見または報告を聴取することができる。

#### 第14条〔議事録〕

実行委員会の議事経過の要領および結果は議事録に記載し、これをリーグに保存する。

#### 第15条〔議事録の配布〕

議長は、欠席した実行委員に対し、遅滞なく、議事録の写しおよび資料を配布して、議事の経過およびその結果を報告するものとする。

#### 第16条〔実行委員の取引の承認〕

(1) 実行委員が、自己または第三者のためにするこのリーグの事業の部類に属する取引または、このリーグとの利益が相反する取引をしようとする場合は、当該実行委員は当該取引につき次の事項を明示して実行委員会の承認を得るものとする。

- ① 取引をする理由
- ② 取引の内容
- ③ 取引の相手方・金額・時期・場所
- ④ 取引がこのリーグの利益を害するものではないことを示す参考資料
- ⑤ その他必要事項

(2) 当該実行委員は、前項に規定する事項について変更しようとする場合は、事前に実行委員会の承認を得なければならない。

#### 第17条〔報告事項〕

(1) マネジャーは、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を実行委員会に報告しなければならない。

(2) マネジャーは、実行委員が不正の行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または法令もしくは定款に違反する事実、もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくこれを実行委員会に報告しなければならない。

(3) 実行委員が第16条に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を遅滞なく、実行委員会に報告しなければならない。

#### 第18条〔法令等の読替え〕

本規程において引用する条文の条数・項番号等が、関係法令の改正等に伴い変更された場合においては、関係法令の改正等の内容に対応して読み替えるものとする。

第19条〔改正〕

本規程の改正は、実行委員会の決議に基づきこれを行うものとする。

第20条〔施行〕

本規程は、平成30年4月1日から施行する。